

## 福島県特定環境影響評価実施要綱

第1条 この要綱は、福島県環境影響評価条例（平成10年 福島県条例第64号。以下「条例」という。）附則第6項に定める東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ）からの復興に資する事業として条例の規定を適用しない事業（条例第2条第2項に定める「第1区分事業」及び第2条第3項に定める「第2区分事業」をいう。以下「特定復興事業」という。）について、本要綱により環境影響評価（以下「特定環境影響評価」という。）の手續その他の所要の事項を定め、環境の保全に適切な配慮がなされることを確保するとともに、円滑かつ迅速な復興の推進に寄与することを目的とする。

（特定環境影響評価審査書）

第2条 事業者は、特定復興事業に係る特定環境影響評価を行う方法及び現況について以下に掲げる事項を記載した特定環境影響評価審査書（以下「審査書」という。）を知事に提出するものとする。

- (1) 事業者の名称及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の名称、種類、概要、規模、実施区域及び関係図面
- (3) 適用除外を受ける理由
- (4) 実施される予定の区域（以下「対象事業実施区域」という。）の土地利用の状況及び写真並びに周囲の概況
- (5) 「対象事業実施区域」を含む地域における「ふくしまレッドリスト情報管理要領」に基づき検索された希少野生動植物種一覧表（以下「希少種一覧表」という。）
- (6) 実施される予定の区域内で、公表により得られた希少野生動植物種の情報
- (7) 植生図
- (8) 福島県環境影響評価技術指針（平成11年福島県告示第589号。以下「技術指針」という。）第4条第1項に規定する参考項目のうち、環境影響評価が必要であるとして事業者が選定を行った項目

2 技術指針第4条第1項、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「温室効果ガス等」の事項については、記載を要さない。

（第2区分事業に対する判定）

第3条 知事は、審査書の提出を受けたときは、特定復興事業が第2区分事業に該当する場合は、福島県環境影響評価条例施行規則（平成11年福島県規則第69号。以下「施行規則」という）第5条に規定する「第2区分事業に係る判定の基準」を準用し、特定環境影響評価の手續が行われるべきかの判定を速やかに行うものとする。

2 前項の判定を行うに当たっては、特定復興事業が実施されるべき区域を管轄する市町

村長（以下「管轄市町村長」という。）に意見を聴くことができるものとする。

- 3 第1項における判定については、その結果及び理由を事業者及び管轄市町村長に書面により通知するものとする。

なお、この通知は、第4条第3項の通知に併せて行うことができるものとする。

（生態系現地調査の要不要の判定）

第4条 知事は、技術指針第4条第3項第2号に定める「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」の項目に係る環境調査（以下「生態系調査」という。）について、その現地調査の実施について別に定める基準（以下「生態系調査実施基準」という。）により、特定環境影響評価の実施に当たり、これを免除することができる。

- 2 前項の判定を行うに当たっては、知事は、必要があると認めるときは、条例第36条で定める福島県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第1項による生態系調査の現地確認調査の要不要の判定の結果については、速やかに事業者及び管轄市町村長に通知するものとする。

（審査書に対する知事の意見）

第5条 知事は、事業者に対し、審査書に対して環境の保全の立場から意見を第4条第3項の通知に併せて書面により述べることができる。

- 2 知事は、審査書、審査書に対する知事の意見及び次条に定める事業者からの知事意見に対する報告を公表するものとする。

（知事意見の尊重）

第6条 事業者は、前条で述べられた意見は、これを尊重するとともに、その対応について知事に対し書面により見解を報告するものとする。

（環境影響調査及び評価の実施）

第7条 事業者は、前条の規定により選定した項目について、技術指針第6条第1項で定める別表第2で定める規定に準じ、対象事業に係る環境影響調査及び評価を行うものとする。

（特定環境影響評価書の作成）

第8条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響調査を行った後、特定環境影響評価書（以下「特定評価書」という。）を作成するものとする。

- 2 特定評価書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 第2条第1号から第7号までに掲げる事項

- (2) 第4条第3号に掲げる通知
- (3) 第5条第1項の知事の意見
- (4) 第6条の知事意見に対する事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち次に定めるもの
  - ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
  - イ 環境の保全のための措置
  - ウ 事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境を把握するための調査（以下「事後調査」という。）（事業が技術指針第15条第1項の規定に該当すると認められる場合に限る。）
  - エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

（特定評価書の送付）

第9条 事業者は、特定評価書を作成したときは、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、特定評価書及びこれを要約した書類を送付するものとする。

（特定評価書の公告・縦覧）

第10条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、特定評価書の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、特定評価書を作成した旨を公告し、公告の日から2週間縦覧に供するものとする。

（特定評価書についての意見書の提出）

第11条 評価書について環境保全の見地から意見を有する者は、前条の公告の日から2週間を経過する日までの間に、事業者に対して意見書の提出によりこれを述べることができる。

（特定評価書へ意見の概要等の送付）

第12条 事業者は、前条の規定により意見の提出があった場合、知事及び関係市町村長に対し、意見書の全文及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類（以下「意見概要書」という。）を送付するものとする。

（特定評価書についての知事等の意見）

第13条 知事は、意見概要書の送付を受けたときは、事業者に対し、特定評価書に対して環境の保全の見地から意見を書面で述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、関係市町村に対し、特定評価書について環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

- 3 第1項において、知事が必要があると認めるときは、審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。
- 4 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村に送付するとともに、意見概要書と併せて公表するものとする。

(特定評価書への知事意見の反映)

- 第14条 事業者は、前条第1項による知事意見が述べられたときは、これを尊重し、見解について知事及び関係市町村長に書面で回答するものとする。
- 2 知事は、前項の書面の提出があった場合は、これを公表するものとする。

(対象事業の実施の時期)

- 第15条 事業者は、第3条第3項の規定による第2区分事業に係る特定環境影響評価の手続の判定による特定環境影響評価の手続を不要とする判定通知、若しくは第14条第1項の規定に基づく書面を受理したのち事業に着手するものとする。

(希少野生動植物種への配慮)

- 第16条 事業者は、事業の実施に当たっては、生態系を構成する希少野生動植物種の保護について配慮するものとする。

(事後調査の報告)

- 第17条 事業者は、第8条第2項第6号ウに掲げる事項を記載した場合は、技術指針第15条第2項及び第3項の規定に準じ実施するものとする。
- 2 事業者は、事後調査を行った場合は、当該調査の結果を記載した報告書を作成し、知事及び関係市町村長に送付するものとする。
  - 3 知事は、前項の報告書の提出があった場合は、これを公表するものとする。

(補則)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。